

◇職員団体の登録に関する規則の一部を改正する規則

- 1 職員団体の公表に係る事項を定めることにしました。
- 2 この規則は、公布の日（令和5年6月13日）から施行することにしました。

（行政委員会事務局任用調査部任用調査課）